

# 登米伊達家中による新田開発と耕地所持

兼 岡 真 子

- I. はじめに
- II. 登米伊達氏と寺池城下
  - (1) 仙台藩要害制と登米伊達氏
  - (2) 寺池城下の成立と町割
- III. 北上川流域における登米伊達家中の新田開発
- IV. 登米伊達家中の耕地所持
  - (1) 新田開発による耕地所持の事例
  - (2) 家中所持耕地の分散性
- V. おわりに

## I. はじめに

歴史地理学では、幕藩制社会における大名の家臣や旗本の地方知行制と知行地に関する研究が従来から進められてきた。その契機の一つは矢守の幕藩社会の地域構造に関する多岐にわたる提言であった。その中で彦根藩の地方知行に触れ、知行地とその分布のみならず、知行取と俸禄取の関係、地方知行制の存続理由などにも着目している<sup>1)</sup>。また、山澄はいち早く旗本知行地研究の遅れを指摘し、畿内における旗本知行地では織豊の旧臣の旗本が多数であったことや知行地変動の少なさなどの特色を指摘した<sup>2)</sup>。また梶川は尾張藩における地方知行や新田開発、とりわけ給人領の分布について検討を進めた<sup>3)</sup>。さらに、羽山は知行絵図をもとに、徳島藩の地方知行の構造と知行地の耕地分散など<sup>4)</sup>を明らかに

し、加えて佐賀藩・萩藩・尾張藩の事例<sup>5)</sup>をまとめている。以上のように歴史地理学における地方知行制の研究は、知行地の分布や形態、耕地所持と耕地分散に着目した研究が多い。

一方、日本近世史においても地方知行制に関する多くの研究がある。初期には、福島による畿内に所領を有する関東譜代諸藩を対象にした研究<sup>6)</sup>、村上<sup>7)</sup>や白川部<sup>8)</sup>などによる関東の譜代大名、旗本、幕府代官の支配構造の研究が行われ、この中で知行地についても言及されている。日本近世史では、小農経営や知行地の支配構造に主たる視点が置かれ、中世から近世にかけて時代の変化とともに地方知行制が形骸化もしくは廃止されたと一般的に考えられている。

このような地方知行制の在り方、知行地の分布、耕地所持、支配の変化を検討する際、領主の知行高に着目する必要がある。知行高の変化の要因の一つは新田開発であり、地方知行制と新田開発の関係は重要な研究課題と考えられる。初期には菊地により東北地方から九州地方までの主要な新田に関する事例研究を踏まえた総論がまとめられており、仙台藩や北上川下流域の新田開発が取り上げられている<sup>9)</sup>。また菊地は、弘前藩の地方知行制などによる新田開発の研究を行った<sup>10)</sup>。福田も各地方における新田開発の特色をまとめており、仙台藩の北上川低湿地の開発も取り上

---

キーワード：北上川，耕地所持，新田開発，仙台藩，登米伊達家

げている<sup>11)</sup>。さらに、自然環境の変動や河道の変化と耕地開発の関連性を言及した橋本の研究も関連がある<sup>12)</sup>。

これら新田開発の研究において取り上げられた新田の開発者は、勘定奉行や代官、大名やその家臣、豪商、豪農であった。このうち大名の家臣による新田開発は仙台藩をはじめ、会津藩<sup>13)</sup>、弘前藩<sup>14)</sup>、庄内藩<sup>15)</sup>、熊本藩<sup>16)</sup>など複数の藩で確認することができるが、いずれも藩の直臣による新田開発と耕地所持を取り上げており、陪臣による新田開発と耕地所持の関係を明らかにした歴史地理学の研究はみられない。

そこで、本研究では外様大名の仙台藩伊達家一門の登米伊達家中（陪臣）を対象とし、陪臣による新田開発と、これによる耕地所持を明らかにすることを目的とする。登米伊達家は本藩同様に地方知行制をとり、2万1000石を領有した<sup>17)</sup>。本藩からみると陪臣にあたる登米伊達家中は、領内で新田開発を行い、耕地を所持した。

仙台藩地方知行制や陪臣についてはモリスによって詳細な検討がなされている<sup>18)</sup>。その中で、仙台藩身分制度内における陪臣の位置付けや在郷における陪臣の居住形態が以下のように分析されている。大身給人の家中である陪臣の多くが、当初は当主である大身給人の居館の周辺に居住し小城下町を形成した。その後新田開発が進められ、陪臣の一部が開発された農村部に居住したことが、複数の村落に在郷陪臣がみられる要因であると明らかにした。加えて、モリスは小城下町が手狭であったことも農村部に在郷陪臣が居住する背景の一つであると指摘している。しかし、これらの指摘は在郷陪臣にとどまっており、当主の居館周辺に形成された小城下町に居住する陪臣の新田開発や、領内の村での耕地の所持には具体的には触れられていない。

本研究では、小城下町に居住する陪臣の新田開発と耕地所持について、登米伊達家中を

対象に、「登米城下絵図」（登米懐古館所蔵）、「登米郡日根牛村等切絵図」（東北大学附属図書館所蔵）や地券等を主な史料として、また子孫からの聞き取りにより明らかにしていく。

## II. 登米伊達氏と寺池城下

### (1) 仙台藩要害制と登米伊達氏

戦国末期伊達氏は領地拡大に伴い家臣数を増加させた。これらの家臣団は、家格や序列等を定め門閥・平士・組士・卒の順に統制された。なかでも門閥の家格は家臣団で最も上級であり、伊達氏と親縁関係を持つ者や功勞が認められた者に与えられ、一門・一家・準一家・一族・宿老・着坐・太刀上・召出の8階級<sup>19)</sup>に分けられた。一門は伊達氏の配下になる以前、伊達氏と対抗・独立し、天正末年に伊達氏に従った一族である。このため伊達氏と血縁関係を持つ家ばかりではない。一門には石川氏を筆頭に、二席以降亘理伊達氏、留守氏、岩城氏など合計11家があり、仙台藩の藩政においては役職を持つことはないものの、顧問的立場で藩政に関わる場合があった<sup>20)</sup>。一門を含む仙台藩上級家臣は、仙台城下に与えられた屋敷とは別に城・要害・所・在所の4つの形態で仙台藩領内に配置された。伊達領内には本城の仙台城のほか一家の片倉氏が治める白石城があり、要害は江戸初期の伊達政宗の代に11箇所、江戸後期には20箇所に配置された<sup>21)</sup>。要害は城と同様に扱われ、修復などの際には幕府へ申し出ることを義務付けられていた。要害制の採用には軍事的な意図が考慮され<sup>22)</sup>、要害の多くは中世からの山城で、拝領した家臣は自らの家臣団（陪臣）を組織した。一門を含む仙台藩上級家臣は陪臣と共に自領内の新田開発も活発に行ったとされる<sup>23)</sup>。

登米伊達家は一門第五席で、伊達姓を名乗る以前は白石姓を名乗っていた。寛治5（1091）年、後三年の役での勤勞を認められた刈田経元が刈田郡<sup>24)</sup>を賜り、以後白石城

の城主となった。文治5(1189)年、6代刈田秀長が平泉征伐に参加し功績が認められ、白石姓に改めた。室町時代には伊達氏に従い、天正14(1586)年白石宗實(登米伊達家初代当主白石宗直の父)が安達郡塩松、同19年に胆沢郡水沢に転封された。慶長9(1604)年、登米伊達家初代当主白石宗直は和賀一揆<sup>25)</sup>の責任を負い、水沢から要害の寺池(登米)<sup>26)</sup>へ転封された。宗直は、大坂の陣での功績が認められ、元和2(1616)年伊達氏を名乗ることを許された。以後幕末に至るまで、寺池城を居館とした。

歴代の登米伊達家当主の中には、本藩から迎えられる当主が複数おり、その際は当主とともに新たな家臣が寺池城下へ移った<sup>27)</sup>。

## (2) 寺池城下の成立と町割

天正18年の奥州仕置によりそれまで当地方を治めていた葛西氏が没落して以降、城主不在であった寺池に新たに入城した白石宗直は、約1年<sup>28)</sup>かけて寺池城を修復した。いわゆる平山城である寺池の城下は大崎・葛西一揆<sup>29)</sup>で激しく破壊され、住居や田畑は荒廃していた。白石氏は、寺池城下の整備に際し、当時寺池とその周辺に住んでいた葛西氏の旧臣を家中に招いた<sup>30)</sup>。葛西氏旧臣は、城下の整備だけでなく、その後の北上川の整備や新田開発にも加わった。

登米懐古館所蔵「登米城下絵図」をもとに作成した復原図(図1)から寺池城下の構造をみていく。本図の作成年代は不明であるが、登米懐古館の教示によると、慶応3(1867)年の跋文をもつ「豊城貨殖伝理解」に、貞享2(1685)年に渡部七兵衛が居館や家中屋敷を測量し、絵図を作成したと記載されることから、本図の作成も貞享、元禄以降と推定されるという。しかし、図中に記載される「秋山七兵衛」は享保18(1733)年に同地に移った<sup>31)</sup>ことから、絵図の作成年は享保以降と考えられる。本図は写図であり、こ

こでは原図は貞享2年作成、享保18年の写しと位置付けておく。

寺池城下は、東側に北上川が南流し外堀の役目を果たし、武家地・町人地は北上川の自然堤防上に立地する。当初、寺池城の南に大手前(①)、櫻小路(②)をはじめとする武家屋敷地(①～⑥)が、また三日町(⑩)、九日町(⑫)などの町人地は北上川沿いに逆L字型に配置されたと推定できる(⑦～⑨)。

慶長18年には、下町(⑨)の一部が武家屋敷地となり、元和6年には奉公人の取り立てに伴い町人地であった上町(⑦)を武家屋敷地に、また新町(⑰)を足軽の屋敷地とした。さらに八丁田(⑳)を寛永2(1625)年に足軽丁に替えた。以降、城下の拡張が続けられ<sup>32)</sup>、寛文年間(1661～1673)にはほぼ完成したといわれる<sup>33)</sup>。北上川の治水事業や新田開発による足軽の取り立て、舟運による商業の進展などにより、江戸前期から城下の拡張が活発に行われたと考えられる。

この結果、小丘陵に築城された城郭を中心に南へ上級家中の屋敷地(①～④)、それらを取り囲むように町人地、職人町<sup>34)</sup>を含む中級家中の屋敷地(⑤～⑯)、城下の北端と南端に下級家中と足軽屋敷地(⑰～⑳)、城郭の中心部と城下の南方にある道場山の麓に各宗派の寺院が集められた。葛西家菩提寺の曹洞宗龍源寺は、葛西家滅亡後も廃寺にはならず、慶長11年に現在の場所に移された。明和5(1768)年には登米伊達家9代当主村良の庇護を受け、祈祷料として500銭の土地を寄進された。これにより龍源寺は伊達家の準菩提寺となった。一方、白石家・登米伊達家歴代の菩提寺である曹洞宗養雲寺は、慶長9年の白石宗直の寺池転封に伴い、移転し現在に至る。

## Ⅲ. 北上川流域における登米伊達家中の新田開発

仙台藩を始め、会津藩、弘前藩、庄内藩、

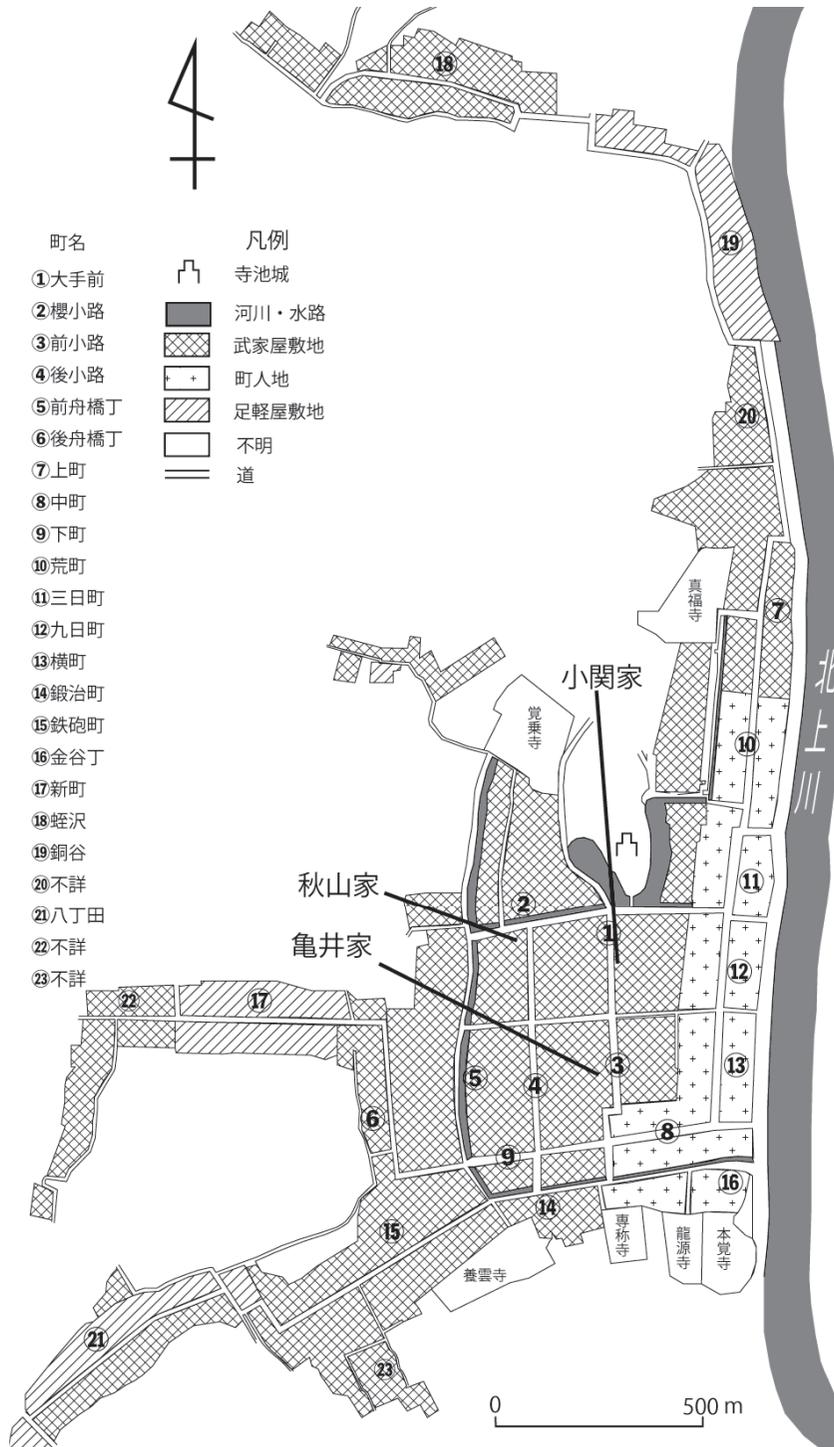


図1 寺池城下の復原図

「登米城下絵図」（登米懐古館所蔵）をベースに「寺池城下図」（登米懐古館所蔵），『登米町誌 第二巻』，地理院地図を参照し町名を記入した。また城部を記号化した。絵図のトレース図であり，目安にスケールを示した。

熊本藩など複数の藩において家臣による新田開発が進められた。例えば会津藩では寛文7年に廃止されたが、郡奉行の許可を得た家臣が新田を開発し、検地後藩主に一定の居役金を支払うのみで新田高を家臣自らの知行高に増封することができた<sup>35)</sup>。

また弘前藩では、豪農や家臣が新田開発をし、開発地の一部を彼らに与えた「小知行派立」と、御蔵百姓が開発を行う「御蔵派立」があり、ともに新田開発高を増加させた。寛政改革では弘前藩の財政難や北方警備等を背景に、家臣土着政策を唱えた意見書が提出され、土着政策の基準を満たした家臣は全体の50%以上であった<sup>36)</sup>。知行取家臣は主に給地の百姓からの直接収納によって収入を得て、藩財政から切り離されることになった。しかし土着政策は廃止され、享和元(1801)年には開発の主体を百姓とする姿勢が取られた<sup>37)</sup>。

一方、地方知行制と俸禄制を併用していた仙台藩の新田開発は、北上川の治水事業とともに進められ、買米制の導入により一層開発が促進された。仙台藩による北上川の治水事業は、本藩から命じられた川村孫兵衛と登米伊達家によって行われ、新田開発のみではなく、舟路の整備も一つの目的とされた。しかし、治水事業で蛇行箇所を直線にしたため水の勢いが増し、水運に影響を与えたとも言われる<sup>38)</sup>。概ね仙台藩による北上川治水事業が終了するのは17世紀後半<sup>39)</sup>であったとされているが、登米伊達家による治水事業は、登米伊達家2代宗貞以降も続けられた<sup>40)</sup>。

登米伊達家は寺池への入封後、北上川の治水事業と並行し、領内の荒廃地を家中に分与し新田開発を進めた<sup>41)</sup>。本章では、登米伊達家の新田開発に関して家中が所持した山屋敷や田畑、山林の様子を描いた「登米郡日根牛村等切絵図」に描かれる11ヶ村(図2)の村高の変化をもとに考察する。

「登米郡日根牛村等切絵図」は東北大学附属図書館所蔵「登米伊達家文書」の一つで、

表1で示した全82舗の切絵図である。作成年は不明だが、切絵図の東に「明治二十五年八月調」と記された紙が付されている。絵図の表現様式から明治以降の絵図ではなく江戸時代に作成された可能性が高く、また佐藤<sup>42)</sup>は元禄初期頃の作成で、在郷武士の住居を記したものであるとしているが、その根拠は示されていない。

絵図には赤生津村、鴛波村をはじめ登米郡のうち11ヶ村の家中の山屋敷と耕地が描かれている。絵図の右下には、山屋敷を所持したと考えられる人名が懸紙に記載され、また中央下部には四方の距離が記載されている。絵図に記載される人名を見ると、全82舗のうち、25舗の絵図は懸紙が付されておらず所持した人名が不明である(表2)。さらに、人名が記載される57舗のうち、No.9とNo.35のみ同一人物により所持されたことがわかる。人名を特定できない絵図が多いため、同一人物による所持は一例のみとなるが、その他にも複数山屋敷を所持した人物がいた可能性もあったといえる。

絵図の記載内容から、山屋敷とともに所持したと思われる田畑や山林の図像をみることができる。それら図像は竹や桜または梅など植物の種類によって描き分けられていることから、当時の植生を詳しく把握する必要があったことが推測できる。図像が詳細に描かれていること、また山屋敷の四方の距離が記載されていることから、家中が所持した耕地と山屋敷を把握することを目的として作成された絵図であるといえる。これら記載内容から家中が与えられた山屋敷は丘陵地にあったと考えられ、また現地調査でも北上川沿いの標高10~20mの丘陵地に屋敷と畑地、低地に水田が存在することを確認した。

北上川の治水事業により慶長13年に相模土手が完成し、それまで洪水の度に遊水池となっていた袋中(領内北部の大泉村・櫻場村・上沼村・弥勒寺村・水越村)(図2)の開

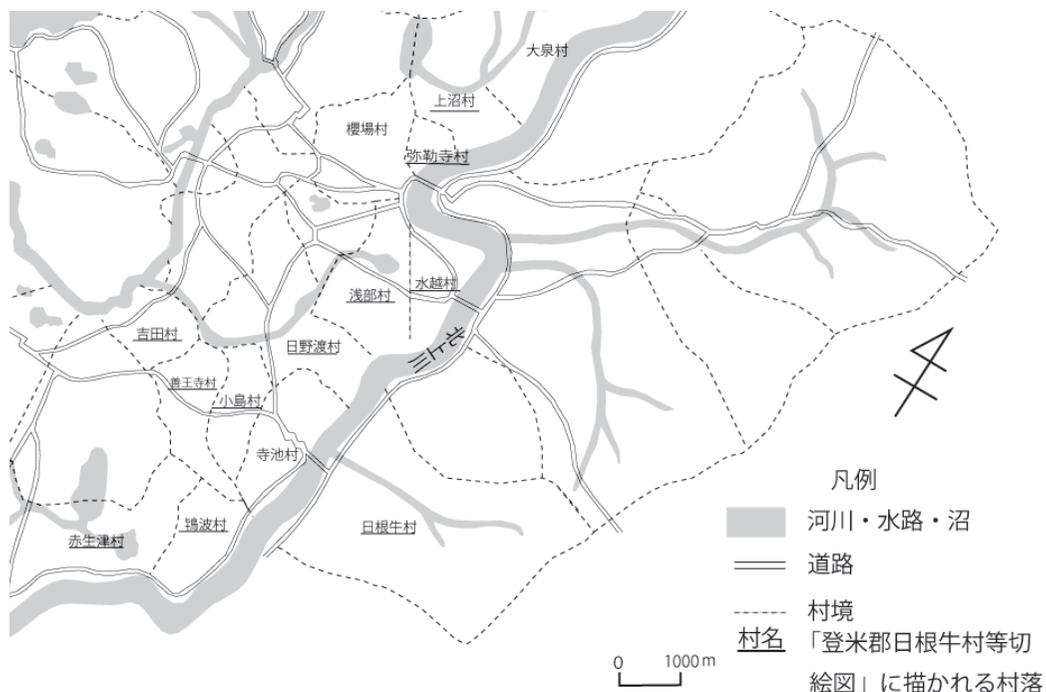


図2 北上川中流域の村落

村名は「登米郡日根牛村等切絵図」に描かれる村落である。それら村落に加え、城下のある寺池村、北上川の治水によって開発が可能となった袋中のうち大泉村・櫻場村を記載した。北上川の歴史を考える会編『北上川の流路の変遷と歴史：北上川の新歴史』第10図をベースに、大正4年版5万分の1地形図で地名を照合し作成した。目安にスケールを示した。

表1 「登米郡日根牛村等切絵図」村別枚数

村名	枚数
赤生津村	35
日根牛村	18
善王寺村	16
水越村	2
鴛波村	2
吉田村	2
弥勒(三六)寺村	2
浅部村	2
小島村	1
上沼村	1
日野渡村	1
合計	82

東北大学附属図書館所蔵。

発が可能になった。正保3(1646)年には登米伊達家は領内荒地を開墾し9貫736文<sup>43)</sup>を本藩から賜っている。さらに承応2(1653)年には知行地315町歩を本藩から賜り、また35町歩の開墾を許された。これ以降も登米伊達家は領内の荒地を開墾する旨を本藩に願い出て、新田開発を進めた。「正保郷帳」<sup>44)</sup>、「元禄郷帳」<sup>45)</sup>、「安永風土記」<sup>46)</sup>、「天保郷帳」<sup>47)</sup>から山屋敷が描かれる各村の村高をまとめたものが表3である。元禄15(1702)年から安永年間(1772~1781)にかけて全村で村高が増加したことがわかる<sup>48)</sup>。

表3の11ヶ村の中で大幅に村高が増加したのは赤生津村、吉田村である。赤生津村は登米伊達領南部の北上川右岸の村で、江戸初期は村の大部分が赤生津谷地と呼ばれる湿地

表2 「登米郡日根牛村等切絵図」記載武士名一覧

村名	絵図番号	武士名	村名	絵図番号	武士名
赤生津	No.1	後藤勘兵衛	善王寺	No.42	笹木三郎兵衛
	No.2	志賀作右衛門		No.43	須藤弥左衛門※
	No.3	—		No.44	浪倉長右衛門
	No.4	志加勘兵衛		No.45	及川傳右衛門
	No.5	佐藤主税		No.46	浪倉次郎助
	No.6	佐藤本右衛門		No.47	内記殿
	No.7	肝煎長作		No.48	浪倉新左衛門
	No.8	小野文左衛門		No.49	—
	No.9	服部源内		No.50	岩村金左衛門
	No.10	粕谷茂右衛門		No.51	岩村掃部左衛門
	No.11	高橋市左衛門		No.52	我妻三右衛門
	No.12	廉●猪兵衛		No.53	—
	No.13	粕谷市左衛門		No.54	—
	No.14	川村作右衛門		No.55	小関善兵衛
	No.15	松村九兵衛※		No.56	後藤文右衛門
	No.16	岸浪新右衛門		No.57	伊沢掃部之助
	No.17	—		No.58	菅原沖兵衛
	No.18	渡辺金十郎		No.59	松原扶益
	No.19	西条七右衛門		No.60	清水藤兵衛
	No.20	志村崑右衛門		No.61	服部源左衛門
	No.21	志村次郎右衛門		No.62	—
No.22	柰村五兵衛	No.63	—		
No.23	—	No.64	—		
No.24	—	No.65	—		
No.25	後藤十右衛門	No.66	—		
No.26	萩田三郎兵衛	No.67	—		
No.27	—	No.68	—		
No.28	横山大兵衛	No.69	—		
No.29	安積了左衛門	水越	No.70	—	
No.30	袋七郎兵衛	鍋波	No.71	千葉又作	
No.31	—		No.72	笹木崑左衛門	
No.32	秋山七兵衛	吉田	No.73	—	
No.33	佐藤覚左衛門		No.74	—	
No.34	—		No.75	—	
No.35	服部源内	弥勒(三六)寺	No.76	安部四兵衛	
日根牛	No.36	—	No.77	—	
	No.37	後藤●●	浅部	No.78	二階堂兵右衛門
	No.38	菊地小左衛門	小島	No.79	安部空左衛門
	No.39	佐藤太郎作		No.80	後木藤右衛門
	No.40	咲間次郎兵衛	上沼	No.81	蔵福院
	No.41	芳加新八	日野渡	No.82	—

東北大学附属図書館所蔵。●は判読不明文字。No.37は史料破損によって判読不能。  
 ※の武士名は現代になりつけられた付箋による。—は武士名の記載のなし。絵図  
 No.は筆者が付した。

表3 「登米郡日根牛村等切絵図」11ヶ村の村高

村名	正保年中(1644～1648)	元禄15 (1702) 年	安永3 (1774) 年	天保5 (1834) 年
善王寺村	—	—	151貫43文	—
小島村	112貫604文	1032石8斗9升	194貫953文	1949石5斗3升
日野渡村	85貫464文	783石9斗4升	90貫700文	907石
鴫波村	21貫976文	201石5斗8升	85貫257文	888石4斗2升
日根牛村	71貫624文	656石9斗9升	78貫743文	787石4斗3升
赤生津村	46貫43文	422石3斗4升	508貫917文	5395石7斗7升
吉田村	40貫812文	374石3斗6升	39貫105文	5004石5斗9升
浅部村	116貫973文	1072石9斗7升	149貫294文	1492石9斗4升
水越村	157貫169文	1441石6斗7升	198貫726文	1987石8斗2升
弥勒(三六)寺村	34貫842文	319石6斗	50貫210文	502石1斗
上沼村	56貫816文	514石4斗6升	177貫997文	1781石5斗3升

古文書を読む会編『宮城県図書館資料7 仙台藩の正保・元禄・天保郷帳』、史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 55 (天保郷帳 第1巻)』より作成。

「正保郷帳」…寛永検地の成果であり、新田高は含まれていない。「元禄郷帳」…改出高は含まれていない。貫高記載から石高記載へ変更。「安永風土記」…一部の村で提出日の違いがみられる。

寛永21年、1貫＝10石と定められたが、ここでは史料に記載されている単位で表記する。—は記載なし。

であった。登米伊達家中による新田開発が開始されたのは、寛文4年に家中の秋山源兵衛を赤生津村の新田開発係へ任命して以降とされる<sup>49)</sup>。同年、登米伊達家4代宗倫が吉田村、善王寺村などの野谷地の開発を計画し仙台藩へ申し出ており<sup>50)</sup>、寛文7年には赤生津村において足軽17戸を取り立て、野谷地500町の開発を開始した。赤生津村の村高をみると、正保年間から元禄15年にかけては村高の増加はないことがわかる。しかし、その後元禄15年から安永3年には村高が増加している。元禄15年から天保4(1833)年には村高が10倍以上も増加した。これまで仙台藩の新田開発は、元禄期までに最盛期を迎えたとの見方があるが<sup>51)</sup>、赤生津村の新田開発は、江戸時代後期まで続けられる。

「登米郡日根牛村等切絵図」には赤生津村は35鋪描かれ、新田開発係に任命された秋山源兵衛の子孫七兵衛(図3)の他にも複数の家中が山屋敷を所持し積極的に新田開発を進めたと考えられる。文化7(1810)年には赤生津村二ツ屋に散田足軽25軒が取り立て

られた<sup>52)</sup>。嘉永2(1849)年には南部領からの流民を散田足軽に取り立て、野谷地の開拓を行わせた<sup>53)</sup>。「安永風土記」以降、表3に記載されるほとんどの村で村高が変化していない中、赤生津村は天保期にかけて引き続き新田開発が進められていることがみてとれる。また表1、表2から、「登米郡日根牛村等切絵図」に描かれたその他の村より、赤生津村に山屋敷を与えられた家中が多い。これらのことから、赤生津村は江戸前期から成立していたが、江戸後期まで家中による新田開発が活発に行われたことがわかる<sup>54)</sup>。

次に領内西部で村高の増加が赤生津村に続き2番目に大きい吉田村を取り上げる。吉田村は、善王寺と櫻岡を端郷にもつ村であった。「安永風土記」には、人頭が43人で、彼らは「式部様一圓御家中」であったことが記載されている。式部様とは、登米伊達家当主であり、吉田村は登米伊達家中を中心に開発されたと考えられる。吉田村も赤生津村同様、江戸前期には、村高の増加はみられなかったが、明暦3(1657)年には吉田村本郷



表4 小関家地券一覧

No.	地目	住所	面積
1	宅地	登米村寺池櫻小路囲72番	2反4畝10歩
2	田	登米村小島上大谷地囲24番	3畝 3歩
3	畑	登米村小島上大谷地囲25番 ②	9畝12歩
4	田	登米村小島上大谷地囲188番	5畝18歩
5	田	登米村小島下大谷地囲36番	3反2畝 9歩
6	畑	登米村小島下大谷地囲37番	17歩
7	畑	登米村小島下大谷地囲45番	12歩
8	田	登米村小島下大谷地囲50番 ③	3畝18歩
9	畑	登米村小島下大谷地囲53番	21歩
10	田	登米村小島下大谷地囲54番	2反2畝 8歩
11	畑	登米村小島下大谷地囲74番	2畝 3歩
12	田	登米村小島大野前囲76番 ⑧	5反6畝29歩
13	畑	登米村小嶋西針田囲25番 ⑨	2反5畝13歩
14	田	登米村日野渡布目囲17番	2畝20歩
15	田	登米村日野渡布目囲25番	1畝 5歩
16	田	登米村日野渡布目囲29番	7畝18歩
17	畑	登米村日野渡布目囲42番	2反6畝14歩
18	田	登米村日野渡布目囲43番 ①	3畝 5歩
19	畑	登米村日野渡布目囲46番	4畝10歩
20	田	登米村日野渡布目囲136番	1反4畝20歩
21	畑	登米村日野渡布目囲145番ノ1	2畝22歩
22	田	登米村日野渡布目囲148番	8畝12歩
23	田	登米村日野渡布目囲163番	2畝11歩
24	田	登米村寺池亀ノ下囲91番 ⑦	5畝23歩
25	畑	登米村寺池亀ノ下囲126番	3反 24歩
26	田	登米村寺池馬場埵囲62番 ⑥	9畝 9歩
27	田	登米村寺池馬場埵囲174番	2反2畝24歩
28	田	登米村寺池細谷囲50番 ⑤	1反1畝28歩
29	田	登米村寺池目子待囲99番 ④	1反4畝 2歩
30	田	吉田村善王寺内寄囲11番	4畝29歩
31	田	吉田村善王寺内寄囲45番	1反1畝 1歩
32	田	吉田村善王寺内寄囲46番	2反7畝 7歩
33	畑	吉田村善王寺石神囲6番	1反1畝14歩
34	畑	吉田村善王寺石神囲12番	2畝26歩
35	畑	吉田村善王寺石神囲32番	5畝10歩
36	畑	吉田村善王寺石神囲81番	6畝29歩
37	畑	吉田村善王寺石神囲85番	8畝 7歩
38	田	吉田村善王寺石神囲88番	3歩
39	畑	吉田村善王寺石神囲89番	1畝27歩
40	畑	吉田村善王寺森腰囲37番	2反4畝26歩
41	宅地	吉田村善王寺森腰囲38番	7畝 2歩
42	田	鵜浪村土府囲42番	9畝 7歩
43	田	鵜浪村土府囲65番	1畝
44	田	鵜浪村土府囲68番	7畝14歩
45	田	鵜浪村土府囲82番	1反7畝27歩
46	田	鵜浪村福澤前囲35番	2反1畝22歩
47	記載なし	鵜浪村福澤前囲55番	9畝12歩
48	田	浅水村浅部洪立囲2番	3畝19歩
49	田	浅水村浅部洪立囲32番	5畝
50	田	浅水村浅部洪立囲34番	5反4畝29歩

No. は筆者が付した。小関家所有「地券」(明治9年)より作成。①～⑨は図4と対応。

家当主のものではない地券も複数存在するが、それらが小関家に保管されている経緯は不明であり、これらの土地が明治以前小関家のものであった可能性は低いため、対象外とした。

地券をみると、全50箇所の土地は登米村(大字：小島・日野渡・寺池)、吉田村(大字：善王寺)、鍋波村、浅水村(大字：浅部)に分布していたことがわかる。地目別にみると、田が30箇所、畑17箇所、宅地2箇所、記載なしが1箇所、田が全体の60%を占める。面積はNo.12の5反6畝29歩が最大で、最小はNo.38の3歩である。それぞれの土地の位置については、小字内で番地が連番になっているものが7組存在する(No.2・No.3, No.5・No.6, No.9・No.10, No.17・No.18, No.31・No.32, No.38・No.39, No.40・No.41)。

注目すべきは畑と宅地の組み合わせのNo.40とNo.41である。No.41は小関家の下屋敷または山屋敷であった可能性が高く、また隣の番地であるNo.40は下屋敷あるいは山屋敷とともに所持した畑であると考えられる。小関家は仙台城下と寺池城下の拝領屋敷とは別に、下屋敷を所持していた<sup>57)</sup>。

さらに登米村内の所持地面積の合計と、これらの分布を図4に示した。寺池城下周辺のみならず布目囲(①)や上大谷地囲(②)、下大谷地(③)、西針田囲(⑨)など村境にも分布している。これらは現在も水田が広がる地域である。さらに、大字名を元に江戸時代の村名ごとの面積と分布を見ると、小島村に多くの耕地を所持していたことが明らかとなり、さらに登米伊達領内北部の上沼村や弥勒寺村には耕地を所持していない。また寺池城下から離れた日野渡村、浅部村の耕地面積は少ない。このように、耕地所持が一つの村内のみで収まることはなく、登米村内の耕地の所在から、同一村内においても分散所持<sup>58)</sup>していたことが明らかになった。

## 【亀井家】

亀井家は、「萬延元年登米伊達家御家中家譜書上」によると鱒渕村に居住していた明暦年間に4代宗倫に大工として298文で召出され、その後祐筆の勤功により小性通を賜った。天保10年に馬上通を賜り、知行高は4貫117文<sup>59)</sup>となった。亀井家の所持地については、亀井家所蔵の2鋪の「赤生津村新土手内畑」(a, b)<sup>60)</sup>から検討する(図5)。絵図に描かれた新土手内畑の範囲は、2鋪の絵図に描かれている喚山神社の位置から、現登米市豊里町二ツ屋地区であると推定することができる。そこで、ここでは絵図に描かれた範囲を二ツ屋新田と称することとする。文化7年赤生津村の新田開発の際に散田足軽25軒が取り立てられており、二ツ屋新田は同年頃の成立とみられる。しかし、絵図の作成年は、喚山神社の建立年から登米伊達家11代当主宗充が死去した天保14年以降であると考えられる。

これらの絵図の作成目的は、aの絵図中の複数の耕地所持者名が「亀井久蔵」と朱書きされていることから、亀井家の所持耕地の管理をするために伝来した絵図と思われる。

aとbの表現を比較すると、絵図中に描かれた喚山神社境内の植生の描き方や、荒地を示す土地、道の彩色に違いがみられる。またbで付箋によって修正が加えられている箇所が、aでは絵図に直接記載されている。さらに、aに「亀井久蔵」と朱書きされた耕地は、bでは墨書きで亀井家以外の所持者名が書かれており、bには亀井家が耕地を拝領する以前の所持者名を記している可能性が高い。これらのことから、bはaを作成するための下図であったと考えられる。しかし、この2鋪の絵図に関する文書史料が見出せなかったため、作成年や作成者などの詳細は明らかにできなかった。

2鋪の絵図には耕地の等級、所持者名、生産高が記入されている。家屋の図像が描かれ



図4 登米村内における小関家所有耕地(明治9年)

〔陸前国登米郡登米村地籍図〕(明治15年, 宮城県公文書館所蔵), 小関家地券より作成した。目安としてスケールを示す。

ている区画は34であり, これらの区画には姓がなく名のみが記載されている。文化7年に25軒の散田足軽が取り立てられていることから, 34区画のうち25区画は散田足軽が実際に居住していたと考えられる。一方, 家屋の図像が描かれていない区画には, 姓名が記されている区画と名のみ記載される区画が確認できる。姓名が記載されている耕地は登米伊達家中の所持地である可能性が高く, 名

のみの区画が足軽または農民によって所持された区画と推測され, 様々な身分による所持耕地が混在していたといえる。

図5に示した二ツ屋新田内に, 亀井久蔵の所持耕地は大きく二箇所に分かれていたことが指摘できる。同一地区内においても, 同じ所持者の耕地が集約されていないということがわかる。

この2舗の絵図から, 赤生津村二ツ屋新田

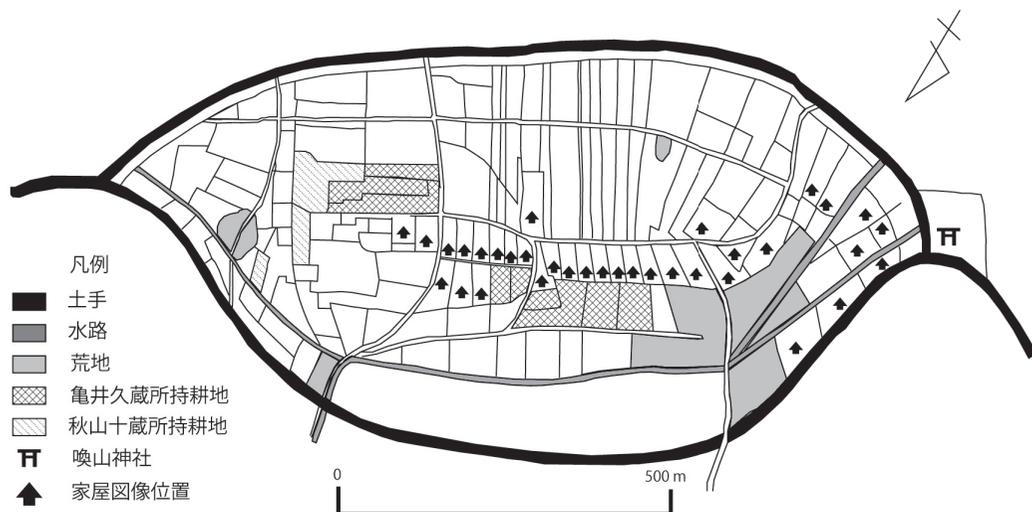


図5 赤生津村新土手内の亀井家と秋山家の所持耕地（天保14年以降）

〔赤生津村新土手内畑(a)〕より作成した。絵図のトレース図であり、目安でスケールを示した。

における家中の所持地には足軽や農民の所持地が混在し、同じ所持者の耕地が隣接していないことが明らかとなった。さらに、亀井家は農地改革まで小作人を雇い耕地を所有していたという<sup>61)</sup>。赤生津村における家中の所持耕地の耕作者は小作人であったと考えられる。なお、亀井家の戦後の農地改革後の土地所有については不明である。

#### 【秋山家】

「萬延元年登米伊達家御家中家譜書上」によると秋山家は白石宗實が刈田郡白石城の城主であった時に家中となり、1貫367文で馬上通となった。白石家が水沢から寺池への転封の際に従い、赤生津村に屋敷を拝領し居住する。寛文4年に源兵衛は、赤生津新田開発係に命じられ、「登米郡日根牛村等切絵図」にも秋山家の山屋敷が描かれている（表2, No.32）。延宝年間（1673～1681）には勤労が認められ、新地1貫500文を拝領した。その後十歳茂賢が小性通、さらに享保4年に馬上通となり、同18年に寺池城下の後小路へ移った<sup>62)</sup>。秋山七兵衛という名が、「登米城下絵図」（図1）では確認することができる。

このことから、城下に屋敷を拝領すると同時に他村に耕地や山屋敷を所持していたことがわかる。また亀井家所蔵の「赤生津村新土手内畑」（a・b）には「秋山十蔵」と記載があり、赤生津村二ツ屋新田にも耕地を所持していたことが明らかとなった。山屋敷の他に赤生津村内に秋山家も複数の耕地を所持していた（図5）。

聞き取りによれば、「登米郡日根牛村等切絵図」に描かれる山屋敷やその他の耕地の現在の位置などの詳細は不明という。また秋山家も亀井家と同様に、戦前は多くの土地を所有し、小作人も雇っていた<sup>63)</sup>。戦後は麦やサツマイモ、ジャガイモ等を栽培していたが、戦後の農地改革後に多くの土地を手放し、現在は作物も栽培していない。耕地所持に関する近世史料は、北上川の洪水や火災の影響で現存しないという。

現地での旧家中宅への聞き取り調査で、前述した三家以外の寺池城下に居住する家中の子孫も耕地を所持していたことが確かめられた。現在の所有地の面積は江戸時代の所持地よりも大幅に減少し、米やサツマイモ、ジャ

ガイモ、ダイコン、タマネギ等を栽培している例が多い。

## (2) 家中所持耕地の分散性

以上のように、登米伊達家中は寺池城下周辺の農村ならびに新田開発が進められた北上川流域に耕地を所持したことが明らかになった。また、これまで検討した小関家、亀井家、秋山家はともに在郷ではなく、寺池城下に屋敷を拝領していた上級家中である(図1)。

上級家中の耕地は寺池城下から離れた複数の村落にあり、一箇所に集約されてはいなかった。このため、家中自ら耕作を行った場合でも、一部の耕地に過ぎなかったと考えられる。このことは、小関家所蔵の史料からも明らかである。小関家には「畑年貢取都帳」(安政2年6月)、「年貢取納帳」(安政2年10月)が保管されている。このような年貢に関する史料が残されていることを考慮すると、小関家の所持した耕地は家中自らが年貢の徴収を行っていた知行地であったと考えられる。

仙台藩には家臣の知行地を耕作する家中百姓や譜代百姓などの小作人が存在した<sup>64)</sup>。小作人を持つ家中は、「大部分が中世以来その土地を支配していた土着の土豪的な武士であった」<sup>65)</sup>とされ、この家中と小作人の従属関係は、江戸中期頃に大部分が解放されたとされる<sup>66)</sup>。しかし、小関家の史料をみると、家中の知行地を耕作した小作人は江戸後期にも確認される。また耕地を所持した登米伊達家中の子孫の多くは、戦前まで小作人を雇い耕作させていたことから、江戸中期以降も小作人と家中の関係が続いたと考えられる。

登米伊達家中の耕地の分散要因は、耕地条件の差の是正にあったと推測できる<sup>67)</sup>。江戸初期から北上川の治水事業は続けられたものの、治水や周辺の開発により洪水の被害が大きくなったことも一部指摘されている<sup>68)</sup>。洪水をはじめとする災害リスク回避のため、開発者でもあった登米伊達家中は耕地を分散所

持していた可能性が高いと考えられる。同時に、同じ村落内での分散所持の場合、リスク回避に加え、地味の差を是正した可能性が挙げられる。しかし、当時の登米村内における地味の詳細を記載した史料を見出すことができなかったため、この点は今後の課題としたい。

戊辰戦争後、仙台藩は領地の多くを失い石高も62万石から28万石に大幅に削減された。地方知行制も廃止され、登米伊達家に治められていた登米郡は土浦藩の取締地となった。仙台藩は大幅な石高の削減により、新政府に対し農耕地を持つ家臣、陪臣を帰農させる願書を提出した<sup>69)</sup>。帰農の許可が出された後、登米伊達家は奉公人高<sup>70)</sup>や蔵入地を家中に分与し、全家中を帰農させた。また、それまで耕地を持たなかった家中には野谷地や山林を与え、寺池城下に居住しない下級家中は新田村落へ土着した可能性が高い。一方、寺池城下の拝領屋敷に居住していた上級家中は、北上川流域の新田村落に耕地を分散して所持し続け、小作人に耕作させ、農地改革までは寺池城下に不在地主として居住し続けることになったと考えられる。明治維新後、亘理伊達家が困窮の解決策の一つとして北海道へ移住し開拓を行ったように、登米伊達家も北海道移住の提案がなされたが、家中への奉公人高などの分与により登米に残ることになったという<sup>71)</sup>。

## V. おわりに

仙台藩一門登米伊達家は寺池城を居城とし、北上川下流域を開発しつつ、2万1000石の領地を支配した。本稿では、「登米城下絵図」、「登米郡日根牛村等切絵図」、地券、家中の子孫からの聞き取り等により、登米伊達家中の北上川下流域の新田開発と耕地所持について検討した。

この結果、外様大名仙台藩陪臣の立場でもあった家中は、小城下町である寺池城下に屋

敷を拝領するとともに、地方知行制のもとで北上川の治水事業と新田開発に貢献した。また知行取であった家中は開発した耕地を与えられ、その近くの丘陵地に山屋敷と畑地を所持していたことが明らかになった。登米伊達家上級の家中は寺池城下に屋敷を拝領し、彼らが新田開発で得た耕地は城下から離れ、同一村内にとどまらず、複数の村に分散的に所持していたことが確認できた。また、一つの村落内でも分散的に耕地を所持したことが明らかとなった<sup>72)</sup>。それらは家中自らの手作耕地だけでなく、家中百姓や譜代百姓などの小作人による耕作を必要としたと考えられる。実際、明治以降から農地改革以前まで、寺池城下に居住する家中の子孫宅では小作人を雇い耕作していたという。

なお、本研究では登米市の未整理地方文書の中から見出した史料を中心としており、家中百姓や譜代百姓などと呼ばれた登米伊達家中の小作人の分析には至らなかった。この点は今後の課題としたい。

(茨城大学・院生)

#### 〔付記〕

本稿作成にあたり、登米市教育委員会、登米懐古館、東北大学附属図書館、宮城県公文書館にご協力を頂きました。また、二階堂悟氏、高橋一矢氏、菊地幸氏、阿部京子氏、伊達宗弘氏、秋山英俊氏、小関家、亀井家の方々には貴重なお話並びに所蔵史料の閲覧、撮影をさせて頂きました。心より御礼申し上げます。本研究は、茨城大学教授小野寺淳先生に御指導を賜りました。また、絵図の撮影には平成25年～28年度科学研究費補助金・基盤研究(A)、代表者：平井松午、課題番号25244041、課題名「GISを用いた近世城下絵図の解析と時空間データベースの構築」の一部を使用させて頂きました。記して御礼申し上げます。

なお、本稿は歴史地理学会2019年度第62回大会において発表した内容に加筆・修正したものである。

#### 〔注〕

- 1) 矢守一彦「彦根藩における地方知行について—《大名領国の歴史地理学的研究》目論見のうち—」人文地理9-6, 1958, 423-445頁。のちに、同『幕藩社会の地域構造』大明堂, 1970, 144-167頁に再録。
- 2) 山澄元「畿内における旗本知行地の分布と性格」人文地理23-1, 1971, 33-73頁。のちに、同『近世村落の歴史地理』柳原書店, 1982, 73-118頁に再録。
- 3) 梶川勇作「尾張藩における「給人領」とその給人(前編)」金沢大学文学部論集 史学科篇10, 1990, 31-50頁。同「尾張藩における「給人領」とその給人(後編)」金沢大学文学部論集 史学・考古学・地理学篇18, 1998, 29-42頁。のちに同『尾張藩領の村落と給人』企画集団NAF, 2001, 213-245頁に再録。
- 4) 羽山久男『徳島藩分間絵図の研究』古今書院, 2019。
- 5) 羽山久男『知行絵図と村落空間—徳島・佐賀・萩・尾張藩と河内国古市郡の比較研究—』古今書院, 2015。
- 6) 福島雅蔵『近世畿内の政治支配の諸相』和泉書院, 2003。
- 7) 村上直「近世初期における幕領支配と代官—長谷川七左衛門長綱を中心に—」駒沢女子短期大学研究紀要 創刊号, 1966, 37-57頁。のちに、同編『児玉幸多監修 地方史研究叢書3 近世神奈川の研究』名著出版, 1975, 3-25頁に再録。その他、同編『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館, 1986, 同編『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣出版, 1996などがあげられる。
- 8) 白川部達夫「旗本知行割の諸問題—分郷手続をめぐって—」(村上直編『幕藩制社会の展開と関東』吉川弘文館, 1986), 155-180頁。のちに、同『旗本知行と石高制』岩田書院, 2013, 99-121頁に再録。また、J.F.モリス・白川部達夫・高野信治編『近世社会と知行制』思文閣, 1999などがある。
- 9) 菊地利夫『新田開発 改訂増補』古今書院, 1977。
- 10) 菊地利夫『続・新田開発—事例編』古今書

- 院, 1986。
- 11) 福田徹「東北地方における新田開発の展開」龍谷紀要4-2, 1982, 37-58頁。のちに, 同『近世新田とその源流』古今書院, 1986, 78-100頁に再録。
  - 12) 橋本直子『耕地開発と景観の自然環境学—利根川流域近世河川環境を中心に—』古今書院, 2010。
  - 13) 前掲9) 72-73頁。
  - 14) 前掲10) 671-729頁。②「新編 弘前市史」編集委員会編『新編 弘前市史 通史2 (近世1)』弘前市企画部企画課, 2002, 506-553頁。
  - 15) 吉田義信「秋田藩・津軽藩の新田開発と庄内藩の新田開発の特色」大東文化大学経済学会経済論集35, 1983, 91-112頁。
  - 16) 前掲10) 635-670頁。吉村豊雄「一九世紀の新地開発と水利土木事業」熊本大学文学部論叢102, 2011, 165-191頁。
  - 17) 登米町誌編纂委員会編『登米町誌 (第一卷)』登米町, 1990, 166頁。
  - 18) モリス.J.F「給人知行制下における『兵農分離』—仙台藩における給人家臣団 (藩陪臣) の分析—」(『近世日本知行制の研究』清文堂出版, 1988), 163-203頁。
  - 19) 宮城縣編『宮城縣史 2 (近世史)』宮城縣史刊行会, 1966, 67頁。
  - 20) 前掲19) 70頁。
  - 21) 小林清治「仙台藩の要害制—その歴史地理的意義—」(『角川日本地名大辞典』編纂委員会編『角川日本地名大辞典 月報5』角川書店, 1979), 1-3頁。
  - 22) 小林清治『日本城郭史研究叢書 第二卷 仙台城と仙台領の城・要害』名著出版, 1982, 38頁。
  - 23) 前掲22) 39頁。
  - 24) 前掲19) 69頁には, 「伊達世臣家譜」をもとに白石氏の旧領を刈田郡と記載しているが, 前掲17) 166頁には『登米藩史稿』をもとに刈田・伊具2郡としている。ここでは, 本藩の史料である「伊達世臣家譜」をもとにした前掲19) に従う。
  - 25) 天正18年に豊臣秀吉の奥州仕置に反発し, 和賀・稗貫一揆を起し領地を没収された和賀氏が, 伊達政宗の支援と白石宗直の協力で南部氏に対して起こした一揆である。和賀氏は和賀・稗貫一揆後, 伊達政宗の庇護を受け, 当時水沢領を治めていた白石宗直の領地内に居住させた。和賀一揆後, 伊達政宗はその責任は白石宗直にあるとし, 白石宗直を水沢から登米へ移封させた。
  - 26) 登米伊達家の要害は, 「寺池要害」, 「登米要害」など複数の呼称が用いられる。本稿では, 登米伊達家が寺池城を修復し入封したことから, 要害を寺池城と記す。
  - 27) 現在の登米伊達家当主, 伊達宗弘氏への聞き取りによる。
  - 28) 前掲17) 246頁。
  - 29) 天正18年~19年にわたり, 大崎・葛西両氏の旧領で起きた一揆である。天正18年, 奥州仕置により領地を没収された大崎・葛西両氏に替わり, 同地を治めた木村吉清・清久父子が家臣団の統制が取れていなかったこと, また領内支配体制が弱体であったことが要因とされている。この一揆は, 当時の会津城主蒲生氏郷, 米沢城主伊達政宗により鎮圧され, 木村父子を蒲生氏郷の家臣とし, 大崎・葛西両氏の旧領は伊達政宗に与えられた。
  - 30) 高橋多吉編『登米伊達家臣録を掘る』佐沼印刷センター, 1997, 6-7頁。
  - 31) 野村紘一編『登米藩史料第一集 登米伊達家御家中家譜書上』日野廣生, 1998, 54頁。
  - 32) 登米町誌編纂委員会編『登米町誌 (第二卷)』登米町, 1991, 47-53頁。
  - 33) 前掲17) 247頁。
  - 34) 寺池城下に居住するお抱え職人については, 小山祐司「登米伊達氏の建築生産組織について—仙台領の城・要害における建築生産組織について—」日本建築学会東北支部研究報告集 計画系74, 2011, 149-153頁において詳しい分析がされている。
  - 35) 前掲9) 72頁。
  - 36) 前掲14) ②532頁。
  - 37) 前掲14) ②551-553頁。
  - 38) 建設省東北地方建設局編『北上川百十年史』建設省東北地方建設局, 1991, 273頁。
  - 39) 前掲38) 280頁。

- 40) 登米町誌編纂委員会編『登米町誌（第三卷）』登米町，1992，215-220頁。
- 41) 登米町史編纂委員会編『登米町史編纂資料集 其の一（登米藩史稿）』登米町，1963，20頁。
- 42) 佐藤巧「仙台藩に於ける武士と農民の住居の間取りに就いて—（4）登米郡赤生津を中心とする在郷武士と農民の居住形式—」日本建築学会論文報告集54，1956，825-828頁。
- 43) 仙台藩では，近世を通して貫文制を採用した。ここでは参考とした史料の記載に沿って，石高，貫高を表記する。
- 44) 古文書を読む会編『宮城県図書館資料7 仙台藩の正保・元禄・天保郷帳』古文書を読む会，1987，55-57頁。
- 45) 前掲44) 103-104頁。
- 46) 宮城県史編纂委員会編『宮城県史 第26（資料篇第4）』宮城県史刊行会，1958，22-80頁。「風土記御用書上」とも称されるが，ここでは「安永風土記」とする。
- 47) 史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊 55（天保郷帳 第1巻）』汲古書院，1984，493頁。
- 48) 「天保5年仙台領郡村高」における吉田村の村高に関しては，吉田村は善王寺村と桜岡村を端郷としているため，その合計の村高が「天保5年仙台領郡村高」に記載されている可能性が高い。
- 49) 前掲40) 215-220頁。
- 50) 前掲40) 216頁。
- 51) ①近世村落史研究会編『仙台藩農政の研究』日本学術振興会，1958，114頁。②仙台郷土研究会編『仙台藩歴史事典』仙台郷土研究会，2002，151頁。
- 52) 前掲41) 141頁。
- 53) 佐藤勝義『北上川流域の学べる年表』仙台共同印刷，2015，270頁。
- 54) 赤生津村検地帳は，「登米郡赤生津村御検地帳」（寛永18年），「登米郡赤生津村御検地帳」（正保3年），「登米郡赤生津村新田御検地帳」（慶安2年），「登米郡赤生津村御検地帳」（明暦2年），「登米郡赤生津村新田御検地帳」（万治2年），「登米郡赤生津村切替昌御検地帳」（享保19年）が東北大学附属図書館に所蔵されている。現在学外者には公開されていない。
- 55) 前掲31) 17-299頁。
- 56) 前掲31) 243-287頁。
- 57) 小関家の史料を管理される方への聞き取りによる。
- 58) 他藩における耕地の分散所持については弘前藩も類似した形態がとられ，前掲14) ②201-209頁に詳しい。
- 59) 前掲31) 243-287頁に収録される「登米伊達家御家中御知行高名書上」（元治年間）による。
- 60) 「赤生津村新土手内畑」は同表題で2 鋪亀井家に所蔵されているため，筆者が絵図番号を付した。
- 61) 現地での聞き取りによる。
- 62) 前掲31) 54頁。
- 63) 現在の秋山家当主への聞き取りによる。
- 64) 前掲51) ①23-25頁。
- 65) 前掲51) ①24頁より引用。
- 66) 前掲51) ①23-25頁。
- 67) 浮田典良は，既往の研究を元に，主に耕地の分散要因として①地味や災害などによる耕地条件の差，②集村形態，③古い土地制度，④階層分化や地主制，⑤相続や分家，⑥労働手段の劣悪の6点を挙げている。同「耕地の分散とその変化」（日本歴史地理学研究会編『考古地理学』1963），161-184頁。
- 68) 前掲38) 273頁。
- 69) 木村紀夫『仙台藩の戊辰戦争：先人たちの戦いと維新の人物録』南北社，2015，236頁。
- 70) 前掲51) ①では，家中百姓が耕作する土地を「奉公人前」と称したと記載されている。また前掲9) 74頁，436頁に仙台藩は家臣により開発された新田を「奉公人新田」と称したと記載される。これらよりここでいう奉公人高は登米伊達家，ならびに登米伊達家の家中百姓によって開発された新田高であると考えられる。
- 71) 秋山家への聞き取りより，秋山七兵衛が明治維新後，上級家中の所持地を，耕地を持たない家中へ分与することにより，生活を

安定させ登米に残ることを提案した史料が残されているという。

72) 前掲14) ②201-209頁では、弘前藩における家臣の耕地の分散所持が報告されている。